

2019年1月9日
文書番号：品-19-006

株式会社リガルジョイント
神奈川県相模原市南区大野台1-9-49
調達課 岡本哲也



該非判定書

次の弊社製品が輸出貿易管理令別表第1及び米国輸出管理規制(EAR)に掲げる貨物に該当するか否かについて、以下の通り判定します。

製品名	型式	対象項番
カンタッチ、スーパーカンタッチ	TH*	なし(対象外)
カンタッチJ	JH*	なし(対象外)
カンタッチTHJ	THJ*	なし(対象外)
カップリングカンタッチ(THCシリーズ)	THC*	なし(対象外)
クイックカンタッチ	JHQW	なし(対象外)
カンタッチエルボ	THL*	なし(対象外)
カップリングカンタッチ(JHCシリーズ)	JHC*	なし(対象外)
プラスチック継手	PLH*	なし(対象外)
WSホース用継手	WSL*	なし(対象外)
らくだ継手	らくだ*	なし(対象外)

判定結果： **対象外**

理由： 輸出貿易管理令の別表第1の1から15までの項の中欄に、上記貨物と対比すべき項目がない為。

注記： 本情報は2019年1月9日現在の輸出貿易管理令で判定しております。
なお、キャッチオール規制では16の項規制対象品となります。
仕向地、客観要件及びインフォーム要件を確認の上、輸出手続きをお願い致します。

また、米国輸出管理規制(EAR)につきましても、輸出管理規制(EAR)の対象品目外の為、**対象外**と判定します。

以上